

公益社団法人 全日本不動産協会栃木県本部 令和6年度定時総会の開催に寄せて

栃木県本部会員皆様におかれましては、全日本不動産協会はじめ関連各団体の運営に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、栃木県本部役職員皆様の日頃のご尽力に重ねて御礼を申し上げます。

先月末に民間有識者グループである「人口戦略会議」が、日本の744自治体について「消滅可能性自治体」であるとするレポートを発表して話題になっています。その当否は措くとしても、今我が国が人口減少のフェーズに入っていることは疑いのない事実であります。同様に、2023年の『住宅・土地統計調査』の結果として、全国の空き家が900万戸に達したことが伝えられていますが、これも人口減少下においては、「人が減れば住まいも余る」という、ある意味自明の帰結と言えるでしょう。

さりとて、手をこまねいていれば、それだけ事態は進行する一方ですから、今、政府も新たな『空き家対策プログラム』の立案を進めており、これにあたっては我々不動産事業者への期待も非常に大きなものがあります。

既にご存知の方も多くいらっしゃるかと思いますが、国土交通省では、宅建業法の報酬額告示の改正を目指して、目下、パブリックコメントの募集が開始されています。これが順当に実現すれば、800万円以下の空家等にかかる売買報酬について、一方の当事者から受領できる上限が一律30万円まで引き上げられるほか、長期間、空き家となっている建物の賃貸仲介についても合計で賃料の2か月分まで受領できることとなります。

このとおり、政府も空き家対策において最も重要なキープレーヤーは紛れもなく我々宅建業者であると考えているわけで、その意味において、全日会員1社1社が地域に根差した「まちづくりの担い手」として大きな期待を寄せられているところでございます。

栃木県本部の会員皆様が、不動産取引の専門家として、また頼れる住まいの守り手として、より一層の地域貢献を果たしてくださることを心より願っております。

結びに、会員皆様のさらなる充実・発展、そして益々のご活躍とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

令和6年5月吉日

公益社団法人 全日本不動産協会

公益社団法人 不動産保証協会

理事長 伊藤 裕昌